

社会教育の地域社会における役割と意義

—新称号の創設と関連して—

志賀 文哉¹⁾

The Role and Significance of Adult & Community Education in local communities — Establishment of New Qualification —

Fumiya SHIGA

本稿は社会教育が今日の我が国の地域社会にどのような役割もち期待されているか、またそのことの意義について述べたものである。2020年度の社会主事講習より新しい「社会教育士」という称号が付与されることになった経緯についても触れ、地域づくりを行っていく必要が強まっているなかで、既存の資格や他の専門職とともに様々な連携によって効果的にコミュニティ・スクール化と地域学校協働活動を進めたり、地域課題の解決したりすることが期待される。

キーワード：社会教育，地域社会，社会教育士

Key words : adult & community education, local community, Shakai-Kyoiku-Shi

I. はじめに

わが国は2005年に第2次世界大戦後初めて人口が減り、その後、人口減少が定着した社会になってからすでに10年以上が経過した。近年では、さらに出生数が減り、新型コロナ禍の影響も追い打ちをかけていることが指摘されている（内閣府，2021年）。地域社会の変化は、そのような人口減少と密接であり、対策の必要が叫ばれ種々の取組がなされてきた。近年の地域共生社会づくりは高齢者、障がい者、ひきこもり者らが焦点化されている。それぞれの生きづらさをみると、人口減少のみを原因とするというより、本人の心身の状況・生活状況（個人的要因）や周囲環境の問題（社会的要因）が絡み合っている。一人ひとりが社会で活躍できる環境を得ることができれば支援の対象は減り、他方で支援できる人が相対的に増えていくという好循環をみることが可能かもしれない。例えば、ひきこもり者は100万人を超える規模であり、サポートには相当のマンパワーが必要であるが、この人たちがエンパワメントされそれぞれの地域社会で力を発揮

することができれば、この人らの活動力や経済力が社会を支えるものになると期待することもできる。そのこと的一端は、秋田県藤里町の取組から明らかになっている。そういう意味で、停滞する社会にあって、一刻も早く現況の問題を取り除き、社会の機能を取り戻していくことが望まれる。

そのような人の好循環社会を考えていくうえで、改めて、様々な人々がつながり共生していく社会づくりに関心が集まっている。様々な役割を果たす者の一人として「社会教育士」の存在に注目したい。近年に新たに創設されたものであるが、「資格」を与えるのではなく、地域社会づくりのために実質的な働きを促していく「称号」であるととらえることができ、地域福祉の推進にもかかわるとみられる。

本稿では、社会教育士について、その創設の背景を含めて注目し、今後にどのような役割が期待されるかを考えてみたい。

II. 社会教育の現在

社会教育には社会教育法第2条に定義があり、「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動

1) 富山大学学術研究部教育学系

(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。」と示されている。教育基本法に内容の定義はないが、上記条文を踏まえ、「学校教育以外の教育」であり、また「家庭教育」とは別ものとして区別されている。(文部科学省 HP より)

図に示すような包含関係でいえば、教育に関して学校、家庭という場での教育を除く教育ととらえることが可能と思われる。

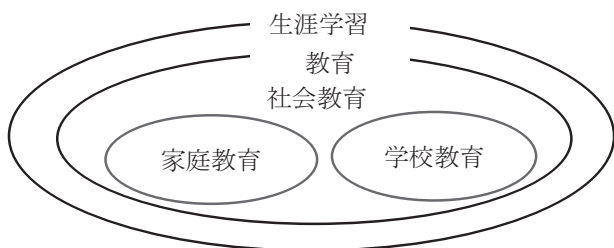


図 社会教育の位置 (文部科学省, 2021 年度社会教育主事講習資料より抜粋)

このようなことから、社会教育は学校や家庭で行われる教育以外のものであると説明することができる。どこで行われるのかは、図書館、博物館等と並んで公民館が社会教育施設とされている。学校教育との関係については、「学校教育と社会教育を通じて、子供たちが地域に幅広いつながりを持ち、生涯にわたり学び続けながら多面的な思考力を養い、主体的に社会を形成し、自ら問いを立ててその解決を目指す人材へと成長していく過程を支援することが重要」とされている。今日的には、人口減少・高齢化の時代に即した社会づくりのために社会教育を振興することが目指されている。(中央教育審議会, 2020 年)

笹川 (2018) は 2018 年社会教育主事に関する省令改正に関して、社会教育の旧内務省型と現代型との間にある矛盾の解決を図っていると指摘する。旧内務省型とは、「自治民育」であり、教育委員会に所属する社会教育主事が青年団や婦人会などの団体を指導する形である。かつての文部省および地方に置かれた教育行政官である視学官が学校教育に係る専門的、技術的な指導・助言を行うことに対抗するものであったと考えられる。しかし、その後の社会の変化によってさらに現代型が必要となったのである。「個人と個人が互いに尊重しあいながら新たな共同体・絆・社会を作っていく過程での learning = 学問・学習・探求を支援していくことが現在求められている」のであり、それを教育委員会所属の社会教育主事だけが担うことは難しいとされる。実際、社会教育主事を残し併存する形

で創設された社会教育士は民間の様々な主体との連携・協働を進める存在としており、変わりゆく地域社会を速やかにかつ実効的に支える存在として期待されている。

Ⅲ. 社会教育士の登場と地域社会

2018 年 2 月、文部科学省は「社会教育主事講習等規定の一部を改正する省令の施行について (通知)」により、「社会教育士」の創設に触れ、法令に基づき 2020 年 4 月に新設した。この社会教育士は「NPO や企業等の多様な主体と連携・協働し、社会教育施設のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される者である。また、2020 年 12 月「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について (答申)」(以下、2020 年答申) の中ではその定義的意味づけを踏まえながら、「コーディネート能力やファシリテート能力等の専門性¹」を有する者と位置づけている。こうした専門性を修得するためのプロセスが社会教育主事講習や大学等での養成課程ということになる。現在の社会教育主事講習において、生涯学習概論 (2 単位)、生涯学習支援論 (2 単位)、社会教育経営論 (2 単位)、社会教育演習 (2 単位) を修了することが要件である。

呼称からは、弁護士、公認会計士などのいわゆる「士業」と同じようにみえるが、国家資格ではなく、上記科目にある一定の学習を修了したことが認められれば名乗ることができる「称号」とされている。なお、この称号によって特定の業務を独占するわけではないため、名称独占資格に近いといえる。その点では中途半端な位置にあるともいえるが、国家資格のように登録や専門職団体に属するなどの一般的なプロセスを経ずとも、学習を修了すれば直ちに名乗れる点で即効性がある。

また、「地域の実情等を踏まえ、社会教育主事と連携・協働して活動することが望まれる」とされ、上記答申にあるように、人口減少時代の地域社会を支える役割が期待されている。日本社会では、2005 年に戦後初めての人口減少を経験し、2011 年以降は一貫して人口減少で推移している。さらに、2014 年 5 月に「消滅可能性都市」が発表され、2040 年には全国 896 の市区町村が消滅する可能性にあり、さらにそのうち、523 市区町村は人口が 1 万人未満となり、一層消滅してしまう可能性が高いとされた。少子高齢化社会は本稿の冒頭に記述したようにその進行が止ま

り改善（出生数の増加）するどころかより深刻になっている。そのような社会においては、人々が日々の暮らしを送っていくためにはただ受益者であることが難しいだけでなく、一つかそれ以上の役割を担っていくことが必要と考えられる。医療介護人材等の専門職についても、例えば2016年7月「地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現」のなかで、医療介護人材の確保・養成、人材のキャリアパスの複線化を行うとして、「医療・福祉の複数資格に共通の基礎課程を創設し、資格ごとの専門課程との2階建ての養成課程へ再編することを検討等」が示された。このことは、限られた人材の中で複数の役割を担っていくことを可能にするものであるが、それだけ人材を得る余裕がないということでもある。そのような形で地域社会づくりを進めることを念頭に置くと、社会教育士の役割として、地域住民をまとめ、地域づくりの行動を促していくことが期待されているととらえることができる。既にある社会教育主事や公民館主事ら専門的職員が人事交流しながら、とともに地域社会づくりなどにかかわるうえで、社会教育士の「コーディネート能力やファシリテート能力等の専門性」が効果を上げると期待される。

新しく創設された「社会教育士」について、教育現場への影響はどのようにあるのかについても一つの関心である。2021年『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現（答申）』（以下、2021年答申）においては学校「事務職員にも社会教育士の称号を取得すること」が記されていること、それは「社会に開かれた教育課程」を実現することを目的にしている。（鷲尾、2021年）目まぐるしい社会の変化に対して必要な「資質・能力」を様々な人のかかわりを通して育みながら、「地域の人的資源などを活用し、学校教育を学校内に閉じずに社会と連携しながら実現すること」が目指されていると解される。また、学校が抱えている諸課題に対応していくために「より多様な知識・経験を持つ人材との関りを常に持ち続け」ることが求められているとしている。そうした学校自体とそれを取り囲む環境への対応のため、事務職員も社会教育士の称号取得が求められているということであり、具体的には（教員と役割を分け、）「地域も含めた教育資源を生かしながら学校運営体制を強化していくこと」ということである。

2021年答申はそれまでに推進されてきたコミュニティ・スクール化と地域学校協働活動を展開することに社会教育士にファシリテーターとしての役割を期待

しているともいえる。雲尾(2021)は、「コミュニティ・スクールにおいて社会に開かれた教育課程を展開するために、地域側にも社会教育士がいて、まさに力を合わせて地域学校協働活動を推進することが望ましい」としている。これは、学校内に教員・事務職員が、地域には公民館主事・地域学校協働活動推進員等がいずれも社会教育士を保有し、その共通する専門性を生かしていくことが想定されている。さらに、社会教育士の複数保有により、「いろいろな立場・職に人がそれぞれの得意分野を活かしていくことがチーム学校にもつながる」としている。

IV. 地域社会を支えるための連携

社会教育士が創設され、変わりゆく地域社会づくりあるいは再生に貢献していくことが求められている。2018年答申において、社会教育士の積極的活用に関し、「地域の課題解決に熱意を持って取り組む様々な分野の人材を巻き込み、こうした人材と協働しながら、地域を担う人づくりを進めていくことが望まれる」としている。また、2021年答申では「地域の教育資源を有効に活用して、『社会に開かれた教育課程』をより効果的に実現する学校教育活動を行うこと」などでの活用も期待されている。このように地域社会とのつながり、地域にある学校の機能を広げること（コミュニティ・スクール化）において地域ごとに様々な形で活躍していくことが期待されている。

しかしながら、社会教育士がすべてを担えるものではない。各種の専門職との連携は当初より予定されており、それは既成の社会教育主事、公民館主事を残しつつ、この称号を創設していることから明らかでもある。役割分担については、例えば「社会教育主事を社会教育法に則って、教育委員会に配置する。そのうえで、社会教育士の称号を持つものを教育委員会とともに全庁的に配置する。また、社会教育主事と首長部局等との人事交流を考える」という考え方が上述の2018年答申には示されている。（笹川、2019）

また若園（2021）は2018年答申をもとに社会教育主事への今後の期待を示し、「教育だけでなく文化や福祉に関係する専門職や中間支援組織・NPO・ボランティアなどに対する『コーディネーターのコーディネーター』である」としている。社会教育主事を中核的な位置に置きつつも、教育委員会の枠を超えて住民ニーズや地域の課題を共有していく連携を社会教育士が積極的に担うことを期待している。

また、上述してきた内容からすれば、地域福祉の推

進の観点から専門職としての社会福祉士（地域福祉コーディネーター）との連携も必ず生じるものと考えられる。地域共生社会づくりとして進められていることは社会福祉の課題として地域包括ケアシステムの推進等のために法律の改正も伴っているため福祉に特化した課題のように見られるところもあるが、それらは地域づくりの課題でもあり様々な地域資源を有機的に連携していくのが望ましいといえる。筆者としては、この社会福祉士とつながりながら地域の問題や学校の問題に対処していくことがそれぞれの専門性を引き出す、相乗効果を生むものと考えて注目しているが、本稿の範囲を超えるので別に認めたい。

連携を考えていくときに注目する言葉に「実践コミュニティ（Community of Practice）」がある。これは E. ウェンガーが同盟の書の中で詳述しているものである。共通の専門的スキルや事業等の取組へのコミットメントを持つ人らの非公式の集まりという意味である。これについての学習は社会教育主事講習でも活用され、受講者には自身の実践を振り返ったり、今後の実践を考えていくうえで示唆的な内容を含んでいるため、「バイブル」（平田，2021）となっている。この内容を社会教育主事・社会教育士らが機能的な専門性として修得しているとするならば、地域づくりを効果的に進めることが期待できる。地域福祉を進めていく中では、小地域福祉活動も福祉コミュニティ形成という観点をもって進められることがあるが、自発的な地域住民らによる活動の展開と親和的であり協働しやすいとも考えられる。専門性をもった社会教育士らが媒介となって主体的な地域活動を促し、地域課題を解決したり、あるいは課題そのものが生じにくくなるような支え合いに発展していくことが考えられる。

V. 大学における社会教育士の養成

社会教育士の養成はすでに触れた社会教育主事講習の他にもいくつかのルートがある。

このうち、大学教育の中で養成を行っているケースでは、教育改革として取り組んだり、社会教育主事の計画的養成を目的として長年にわたって取り組んできている例がある。

例えば、高知大学地域協働学部は 2015 年設置の比較的新しい学部であるが、5 年後の 2020 年度には社会教育主事・社会教育士養成課程が新設されている。（内田，2021）2015 年度ころから「地域系学部」と言われる地域づくりを目した学部創設がなされたことが指摘されるが、同大学の場合は教育改革の経緯がある

とされている。

地域全体で共通の課題を解決し、新しいものを創発していく、そしてそのプロセスの中で「それぞれの自律的・持続的な成長が促進され」ることを「地域協働」ととらえており（内田，2021）、それを実現する 4 年間の学修内容が具備されている。それに社会教育士の養成を組み入れていくことになるが、実はそれよりも前に「地方創生推進士」という独自の称号を付与できる養成課程をすでに有しており、「自らの在りようを再構成していく学習や教育の意味を自覚的に持ち続けようとする教育学の視点の加味が重要」との観点から社会教育士による意味づけが必要であったと示唆されている。このことは地方創生にかかわる様々な称号が全国の大学で創設されていることを注記していることから、高知大学として他大学とは異なる独自性を示す、いわば差別化する意味を持っていたとも解される。また、同学部の 4 年間の実習は、1～3 学年までに「地域理解力」「企画立案力」「協働実践力」の修得をもとめる内容で 600 時間を超える構成となっており、それだけの充実した学習の成果として（社会教育士として）「社会に認証できることは願ってもないこと」（内田，2021）ともされている。

2015 年以降、文部科学省は、それまでの事業を拡張する形で「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC +）」を示しており、全国の大学でそれにかかわる改革実行プランが教育の中に盛り込まれてきたとするならば、地域の特徴を考慮しながら、ある程度の共通性を持ちつつ、独自性をもった学修を社会教育士養成と結びつけることで結実していくことが期待される。

また、社会教育主事の計画的養成は宇都宮大学・茨城大学での取り組みが注目される。1984 年以降 1 校に 1 名の社会教育主事を配置する計画に基づいて受講者の 7 割程度以上は教員となっている。（若園，2021）こうした基盤がすでにあれば、今般の社会教育士養成に際しても、ひとまず学校との接点としては社会教育主事有資格者が学校外とつながっていくことが想定でき社会ニーズへの対応がしやすいと考えられる。今後の社会教育主事講習では、公民館主事だけでなく、NPO 関係者や企業等の様々な受講者がこれまで以上に増えていくことが予想される。すでに社会教育主事を得ている人も、社会教育士創設に合わせて新たに設けられた科目の受講により社会教育士を具備していくことが考えられ、そうした人の受け入れも進めることになる。これまでの計画的養成としてはさら

に今後を見据えた養成体制が必要と考えられる。

VI. おわりに

本稿では、新たな称号として創設された社会教育士を取り上げ、社会教育の教育上、また教育行政の歴史上の位置、地域社会のニーズとそれにこたえる期待、他の専門職や学校との地域での連携、社会教育士の養成に関して言及した。

社会教育士は、上述したようにコーディネート能力やファシリテート能力に専門性をみる。その名称が示す通り、学校教育や家庭教育を除いたところにある社会との結びつきが強く、その社会においての教育が抱える課題が山積する現代に、社会教育主事や公民館主事だけでなく、地域住民を広く巻き込んで課題解決を目指すならば、地域住民をまとめ、士気を高める役割は重要であり、持続可能な地域社会の再生と展開に不可欠と考えられる。

注記

¹ 文部科学省は、社会教育士をHPやパンフレットで説明する場合に、2つの能力（コーディネート能力、ファシリテーション能力）に加えて、「プレゼンテーション能力」も専門的な能力として例示し、強調している。国家資格であれば、専門性をより明確に規定するものと考えられるが、本称号については地域のニーズに即した望ましい役回りへの期待が示されており、変化するものにとらえることができる。

参考・引用文献

内田純一（2021）：公民館主事養成に向けた現代的視点と方法—高知大学地域協働学部における社会教育主事・社会教育士養成課程新設の試みから—，日本公民館学会年報，第18巻，pp19-29
雲尾周（2021）：個別最適な地域学校協働活動に向けて，学校事務2021年7月号，学事出版，pp6-13
笹川孝一（2018）：文部科学省省令改正による「社会教育士」（称号）創設の歴史的現実的な意味：「社

会教育」関係資格の発展方向についての現況（覚え書き）その2，法政大学資格課程年報，第7巻，pp17-21

笹川孝一（2019）：創設される「社会教育士」の歴史的背景とイメージについて（覚え書き）：2018年12月の中教審「人口減少時代の社会教育の振興」答申に関連して，法政大学資格課程年報，第8巻，pp17-21

中央教育審議会（2020）：人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）

中央教育審議会（2021）：『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す，個別最適な学びと協働的な学びの実現

内閣府（2021）：令和3年度少子化社会対策白書，pp50-52，<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2021/r03pdfhonpen/pdf/s2-2-1.pdf>（2022/3/24 アクセス）

平田暁子（2021）：地域全体での「コミュニティ」づくりについて考える—新型コロナ禍における「コーディネーター・ファシリテーター」の役割—，福井大学社会教育講習実行委員会，『学び合うコミュニティを培う 福井大学社会主事講習2020報告書』，p42

文部科学省：第7条（社会教育）

https://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/about/004/a004_07.htm（2022/3/24 アクセス）

若園雄志郎（2021）：学校と地域の連携をすすめるために：栃木県における社会教育主事有資格者の活用と「地域連携教員」，地域志向学研究，vol.5，pp5-11

鷲尾準一（2021）：事務職員が社会教育士の称号を取得することへの一考察，学校事務2021年7月号，学事出版，pp10-13

E. ウェンガー 他（2002）：コミュニティ・オブ・プラクティス—ナレッジ社会の新たな知識形態の実践，翔泳社